

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月七日

東京都港区麻布台二丁目一番二一五〇八号

代表社員 小泉 舞華

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

広島県福山市加茂町大字下加茂一〇二番地
四七 合同会社 In-sight
代表社員 安原 正治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百一十万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

東京都渋谷区神南一丁目一四四 FPG リンクス神南五階 株式会社ノースネスト
代表取締役 王 家豪

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五万円減少し二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月七日

大阪府浪速区桜川一丁目一番三〇号コーポ
原二〇五号室 合同会社太郎本舗
代表社員 柿木 央久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月七日

兵庫県芦屋市若葉町五番二一―一二三三号
有限会社アシアエンジニアリング
代表取締役 濱口 利和

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月一日を効力発生日とする株式会社大倉屋（本店・愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月七日

愛知県碧南市塩浜町七丁目九三番地
株式会社おくら
代表取締役 倉田 晋矢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年九月十七日

令和八年一月七日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地 株式会社明日香ホテルマネジメント
代表取締役 的場 健生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月開催予定の第二期定時株主総会における議決権行使できる株主と定めさせていただきます。

令和八年一月七日

札幌市中央区北三条西四丁目一番一号日本生命札幌ビル一四階 株式会社ゼノラボ
代表取締役 金 容雨

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

岩手県盛岡市高松二丁目三五番二八号
株式会社エヌティーコンサルティング
代表取締役 田口 敬芳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月七日

横浜市区築区川向町一一五八番一

代表取締役 横濱伸銅株式会社
権田有紀子

借入金金の額を控除した額、(3)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(4)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五百万円の整数倍で取締役が相当と判断して決定すること。

三、各優先資本金の額の減少をする時期
現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額
現金余裕金の計算を行い取締役の判断した金十二億円。

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
当社はA号優先出資とB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

六、各優先出資の消却の方法
任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五百万円で任意買入消却する。但し、希望者多数の場合には、A号優先出資の消却が優先するものとし、B号優先出資はA号優先出資の全部が消却されるまでは、消却できないものとする。

また、A号優先出資社員の間又はB号優先出資社員の間では、出資比率に応じて決定する。

七、各優先出資の額の減少において消却に要する金額
金十二億円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
当社はA号優先出資とB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

令和八年一月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内 D H牧志特定目的会社
取締役 海田 雅人